

令和 8 年度

丹波市こどもの居場所づくり支援事業補助金

募集要領



申請先・お問合せ先

〒669-3464 丹波市氷上町石生 2059 番地 5
丹波市健康センターミルネ 2 階 こども家庭センターおひさま
(福祉部こども福祉課)

電話 : 0795-88-5271 FAX : 0795-88-6315

E-mail: kateijidousoudan@city.tamba.lg.jp



👉 ホームページはこちら

丹(まごころ)の里



×

こども
まんなか

（１）丹波市こどもの居場所づくり支援事業補助金について

こどもの居場所づくり支援事業は、こどもを対象に居場所づくりとして食事を提供し、地域住民と自然に関われる場をつくることにより、こどもが健やかに成長できる環境整備を促進するため、こども食堂を運営する団体に対し、費用の一部を補助する事業です。

（２）こども食堂って？

こどもに対し無料又は安価で食事の提供し、こどもの居場所づくりや見守りをおこなうことにより、地域の方と触れ合っってこどもが安心して暮らせる環境づくりを進める場所です。

（３）補助対象とする団体

市内でこども食堂を開設する自治会、自治協議会、ボランティアグループ等で、こども食堂を継続的かつ定期的に開設する、次の要件を満たす団体とします。（個人の方は対象となりません。）

- ①市民が代表を努め、市内に活動の拠点を有していること。
- ②こども食堂を運営するための必要な設備、人員その他の体制が確保されていること。
- ③食品の取扱いに関し、保健所から必要な指導または助言を受けていること。
- ④国、県その他の団体から同種の補助等を受けていない又は受ける予定のないこと。

👉 次の各項目のいずれかに該当する団体は補助の対象となりません。

- ①活動内容が公序良俗に反する団体
- ②丹波市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者の統制下にある団体

（４）補助の対象となる事業

補助金の交付の対象となる事業は、こども食堂を開設し運営する事業（営利を目的としないものに限る）であって、以下に示す要件をすべて満たす事業とします。

- ①市内で作りの食事の提供や市販品の食品を提供するこども食堂を開設し運営しており、こどもが参加していること。
- ②定期的・継続的に実施するものであること。
- ③こどもに無料又は食材費相当額程度の低額な料金で食事を提供する活動であること。
- ④こども食堂について地域へ適切な周知がなされ、主に市内に居住するこどもの十分な参加が見込まれること。
- ⑤食事の提供のみならず、こどもに学習・遊び・地域住民との交流活動など、様々な居場所を提供すること。
- ⑥構成員の関係者その他特定の者のみによる利用とならないよう、地域に開かれた運営が

できること。

⑦子ども食堂の開設時には、常駐できる責任者を配置すること。

(5) 補助金の額 ★予算額に達した場合、募集を終了いたします。

子ども 1 人 1 回あたりの参加者数×400 円

☞ 1 団体 **10 万円を上限**とします。

☞ 補助金の額が子ども食堂の運営経費から利用料金を控除した額を下回る場合は、下回った額を上限とします。

●運営経費の例

食材費、消耗品費、使用料・賃借料、光熱水費、手数料(食材費等の振込手数料等)、通信費、保険料(賠償責任等)、印刷製本費、修繕費、講習会等の受講料、協力者謝礼金、協力者費用弁償 など

※光熱水費、使用料・賃借料については、自宅や他の事業に使用する公民館や事務所等を利用する場合、本事業の実施に充てる経費の計上が困難な場合は運営経費とみなしません。

※事業の実施内容を企画するためのスタッフ打ち合わせ、視察、交流等に係る経費は、本事業の運営経費としてみなしません。

※その他、本事業の実施に要する経費と判断できない場合は、運営経費とみなさない場合があります。

(6) 補助金の交付申請

交付申請までに事業計画・必要経費等事前相談をおこなってください。なお、**交付申請は必ず、事業実施前に行ってください。**

①補助金交付申請書 (様式第 1 号)

②事業計画書 (様式第 2 号)

③団体等概要書 (様式第 3 号) ※会則や規則がある場合は添付してください。

④誓約書 (様式第 4 号)

⑤その他必要と認める書類

※申込書類の様式については、「子ども家庭センターおひさま」でお渡しするほか、市ホームページからもダウンロードできます。

※交付決定前に実施された子ども食堂については補助対象になりません。

※補助金は団体名義の口座へ振り込みますので、口座の準備をお願いします。

(7) 実績報告

実績報告書は、事業完了後 30 日以内か**令和 9 年 3 月 25 日(木)**のいずれか早い日までに提出してください。必要な書類は次のとおりです。

①補助金実績報告書 (様式第 9 号)

②活動内容報告書 (様式第 10 号)

③運営経費の領収書等の写し

④事業の実施内容が確認できる書類 (周知用チラシ、SNS ページの画面コピー、活動

写真など)

⑤その他市長が必要と認める書類

※実績報告書類の様式については、「こども家庭センターおひさま」でお渡しするほか、市ホームページからもダウンロードできます。

(8) 申請から実績報告、補助金お支払いまでの主な流れ

手続き	時期・提出方法	提出物・備考
①事前相談	時期 事業実施前 事業計画・必要経費等事前にご相談ください。	・事業計画書(案) ・チラシ(案) など
②交付申請	時期 事業実施前 持参または郵送	・(6)の書類を提出
③交付決定	申請書受付後1週間程度 ※必要に応じて聞き取り	・審査後、交付決定書を送付
④事業着手	こども食堂スタート	
⑤変更申請 (変更がある場合)	時期 変更事由が発生した時 持参または郵送	・変更(中止)承認申請書
⑥変更承認 (承認の場合)	申請書受付後、1週間程度 ※必要に応じて聞き取り	・変更等承認通知書
⑦実績報告	時期 (7)に記載の時期 持参または郵送	・(7)の書類を提出
⑧補助金額確定	実績報告書の内容確認 ※必要に応じて聞き取り	・確認完了後、確定通知を送付
⑨補助金請求	時期 確定通知受領後 持参又は郵送、電子メール	・補助金請求書
⑩補助金交付	時期 請求書受理後、30日以内に 振込みます。	・団体名義の指定口座に振り込み

※ **行**が申請団体に行っていただく手続きです。

(9) よくあるご質問

No.	問い	答え
1	他の助成金を受けていますが、この事業の申請は可能ですか？	こども食堂の運営経費に充てる補助金を受けている又は受ける予定のある場合は申請できません。 ただし、開設準備金を受けられる場合は、運営経費の補助ではないため、申請は可能です。
2	購入したお弁当を提供してもよいですか？	はい。 ただし、スタッフが運営する店舗等からの購入は控えてください。
3	食事はどのようなものを用意すればいいですか？	調理、お弁当ともに、主食とおかずがセットになっているメニューをなるべく用意してください。
4	お菓子やデザート、ジュースは運営経費に含めてもよいですか？	はい。 ただし、No.3にあるような食事と一緒に提供する場合のみとします。
5	スタッフ等に支払う謝礼金や交通費を支払う予定ですが、領収書はどうしたらよいですか？	謝礼金や交通費をお支払いされる場合は、誰がいくら受領したか分かるようにサイン又は押印のある書類を作成してください。
6	食品衛生に関する規定はありますか？	所管の保健所に相談し、必要に応じた指導・助言を求める等、安全性や衛生管理に十分注意し、こどもや参加者、従事者の安全確保に努めてください。
7	こどもの参加者名簿は必要ですか？	はい。 提出は不要ですが、実績報告で参加人数に疑義がある場合など、こどもの参加者の確認をする必要がありますので、住所・氏名など記録して名簿として残してください。
8	運営経費に必要な経費の支払い時に、ポイントカードを使用してもよいですか？	いいえ。 使用しないでください。(ポイントを貯める、ポイントでの支払いはどちらも不可とします。)
9	領収書には明細が必要ですか？	はい。 なにを、いくつ、いくらで購入したかが分かる明細が必要です。ない場合は、運営経費として認めることができない場合があります。

(10) 事業実施にあたっての留意事項

事業の実施にあたっては次のことを留意してください。

- ①保健所の指導内容を遵守し、食中毒に注意して食品を取り扱ってください。
- ②食物アレルギーのある子どもが誤食することのないように十分に気をつけてください。
- ③気になる子どもがある場合については、地域の民生委員・児童委員や子ども家庭センターおひさまにつないでください。
- ④参加する子どもの帰宅時の安全確保に努めてください。(夜間開催時は特に注意)
- ⑤事業実施時の SNS 掲載については保護者の方の同意を得るよう配慮してください。
- ⑥食事の提供のほか、学習・遊び・地域住民との交流活動などを通じて、子どもの居場所づくりとなる取組みを行ってください。
- ⑦事故、トラブル時の対応フローをスタッフ内で共有しておいてください。
- ⑧近隣住民の方々への騒音対策や駐輪スペースの確保などに配慮し、事業実施前には、近隣住民の方々に十分な説明をおこなうなど、事業の理解を得られるよう努めてください。
- ⑨交付した補助金については、詐欺その他不正行為が行われた場合などは、返還を求められることがあります。
- ⑩本事業の次年度以降の継続については、制度に係る市の予算を確保できることが条件となります。

